

建設工事請負契約における Time Bar 条項

建設/インフラニューズレター

2024年9月26日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

s.uno@nishimura.com

[森田 桂一](#)

ke.morita@nishimura.com

1. 海外の建設請負契約における Time Bar 条項

海外の建設工事請負契約で見られる Time Bar 条項とは、追加工事代金請求や工期延長請求といった契約上の権利（クレーム）を一定期間内に行使しなかった場合には当該権利が失権することを定めた契約条項をいう。Time Bar 条項は、英米法圏において権利行使の前提条件（Conditions Precedent）を定めたものと解釈される傾向にあり¹、契約上定められた期間内（例えば FIDIC Red/Yellow/Silver Book 1999 年版/2017 年版の場合 28 日間）に権利が行使されなかった場合には、当該請求権は失権するとされている。

Time Bar 条項は、その短い期間及び強力な失権効を有するため、明確な文言により定める必要があるとされる。例えば、Time Bar 条項の代表例である FIDIC 1999 年版の 20.1 条や FIDIC 2017 年版の 20.2.1 条は、28 日以内に権利が行使されなかった場合には失権することが明確になっており Time Bar 条項であることが明確になっている。ただし、FIDIC 2017 年版は、①クレーム通知について事象を認識してから 28 日以内に提出しなければならないことに加え、②クレームの根拠等を含む詳細書面を事象を認識してから 84 日以内に提出しなければならないこと、この 84 日の期限についても Time Bar として定めている。他方で、FIDIC 2017 年版では、クレーム通知が期限より遅れても、遅れに正当な理由がある場合は、クレーム通知を有効と認めることができるという救済条項が定められている。通知の遅れが正当化されるかどうかについては、①他方当事者が遅延した通知を受け入れることでどの程度の不利益を被るか、②他方当事者が通知の対象となるクレームの根拠となる事象について認識していたかという要素が勘案されると定められている。

Time Bar 条項の目的は、(i)発注者と請負者の双方が、クレームの根拠となる事象が起きてから早い段階に調査を行うことができ、証拠が散逸する前に解決を行うこと、(ii)請負者工事請負人に対して、速やかに追加工事代金請求や工期延長権を行使することを促し、書面での早期の通知によって、関係者がプロジェクトの状況を適切に認識できるようにすること等であると言われている。

2. Time Bar 条項の有効性をめぐる課題

ドイツ法、フランス法、UAE 法、エジプト法などのいわゆる大陸法諸国のもとでは、民法との関係で Time Bar 条項の有効性が争われる場合が珍しくない。例えば、Time Bar 条項の行使は状況によっては権利濫用ないし信義則により禁止される、あるいは消滅時効期間を不当に縮減するもので無効であるといった Time Bar

¹ CJ Sims v Shaftesbury [1991] 25 Con LR. 72

条項の有効性や適用上の問題点を指摘する見解がある。

英米法圏においても Time Bar 条項の不適切な運用を回避しようとする判例もある。例えば、オーストラリアでは、発注者が追加・変更手続条項を厳格に適用せずに追加費用の支払いを行っていた等の事情から、禁反言により Time Bar を主張する権利が否定された事例がある²。また、イングランドでは、工事の追加変更が指図された場合における工期延長権との関係で、FIDIC 1999 年版の Time Bar 条項の起算点は、当該変更の指図があった時点ではなく、当該変更の指図により工期が遅延し又は工期が遅延するであろうことが明らかになった時点であるとして、Time Bar 条項を緩やかに適用する判断がなされた判例もある³。

このように、強力な効力を有する Time Bar 条項は、同じ FIDIC 約款などを使用しているも、各国法・裁判所によって異なる運用がされていることに注意が必要である。

3. 日本国内における Time Bar 条項

日本国内用の工事請負契約約款では、FIDIC 約款のような Time Bar 条項を有さないのが一般的である。もっとも、追加工事代金請求権や工期延長請求権を生じさせる事由が確認された場合において、一定の手続を要求する場合がある。例えば、民間（七会）連合協定工事請負契約約款（2023 年版）第 16 条第 1 項は、工事現場の状態が設計図書等と異なることが発見された場合、工事請負人は直ちに書面をもって通知しなければならないと定めている。このような手続違反について、実務上、追加工事代金請求を失権させるものと主張される場合があるが、失権する旨の文言もないため、当該主張は、基本的には否定される傾向にある。

近年、日本国内でも FIDIC 約款などの海外の建設契約の影響を受けた工事請負契約が使用される場合があり、Time Bar 条項を有する工事請負契約が利用される場合が増えている。Time Bar 条項の日本法下における有効性については十分な検討がされておらず、今後の議論の進展が待たれる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

² Valmont Interiors v Giorgio Armani [2021] NSWCA 93

³ OHL SA v AG for Gibraltar [2014] EWHC 1028 (TCC)